韓国知的財産ニュース 2023 年 6 月前期

(No. 488)

発行年月日: 2023 年 6 月 20 日 発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

https://www.jetro.go.jp/korea-ip

★★★目次**★★★**

このニュースは、6月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- ▶ 1-1 【法案提出】発明教育の活性化及び支援に関する法律の 一部改正法律案(議案番号:2122379)
- ▶ 1-2 【法案提出】発明振興法の一部改正法律案(議案番号:2122391)
- ▶ 1-3 【法案提出】知識財産基本法の一部改正法律案(議案番号:2122407)
- ▶ 1-4 【法案提出】下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案 (議案番号: 2122452)
- ▶ 1-5 【立法予告】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の 一部改正令案(特許庁公告第2023-166号)
- ▶ 1-6 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の
 - 一部改正法律案 (議案番号: 2122559)
- ▶ 1-7 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の
 - 一部改正法律案 (議案番号: 2122560)
- ▶ 1-8 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の 一部改正法律案(議案番号:2122561)
 - 1-9 【法案提出】特許法の一部改正法律案(議案番号:2122562)
- ▶ 1-10 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の
 - 一部改正法律案 (議案番号: 2122628)
- ▶ 1-11 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の
 - 一部改正法律案 (議案番号: 2122629)

関係機関の動き

- ▶ 2-1 韓国特許庁、日本進出韓国企業と懇談会を開催
- ▶ 2-2 日韓特許庁長会合、6年ぶり再開
- ▶ 2-3 韓国特許庁、二次電池業界と知的財産に関する懇談会を開催
- ▶ 2-4 韓国特許庁と技術保証基金、デジタル業務革新業務協約を締結

- ▶ 2-5 韓国特許庁、1年間の成果と今後の重点計画を発表
- ▶ 2-6 韓国特許庁・美しい店、「2023 やさしいアイデアコンテスト」を開催
- ▶ 2-7 韓・米、韓・欧の特許庁長会合を開催
- ▶ 2-8 韓国特許庁、審査品質の向上に向けた現場懇談会を開催
- ▶ 2-9 韓国特許庁の「半導体超格差確保戦略」が政策大賞を受賞
- ▶ 2-10 特許庁長、IP5 契機に「持続可能なイノベーションに向けた政策対話」に 参加
- ▶ 2-11 韓国・カタール、知的財産分野で包括協力 MOU を締結

模倣品関連および知的財産権紛争 ※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

▶ 4-1 ID5の中間会合、済州で開催

その他一般

- ▶ 5-1 幹細胞関連技術に関する特許出願、韓国の成長率2位
- ▶ 5-2 韓国のコネクテッドカー分野の特許出願増加率が世界2位
- ▶ 5-3 技術流出犯罪、もはや「軽い処罰」はない

法律、制度関連

1-1 【法案提出】発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律案(議案番号: 2122379)

議案情報システム(2023.5.31.) (6月1日掲載)

議案番号: 2122379

提案日:2023年5月31日

提案者:パク・ヨンスン議員(共に民主党)外9人

提案理由及び主要内容

学生の創意力の啓発に最も効果的、かつ実践的な教育方法として発明教育が提示されることにより、現行法を通じ、体系的な発明教育への支援を用意し、島嶼僻地・離島地域の学生、地域児童センターの児童、学校外青少年と多文化家庭の子供等、教育脆弱階層に対して均等な発明教育の機会を提供している。

しかし、現行法には、所得水準が低い低所得層と次上位階層の子供と特殊教育を受ける障害のある学生の場合、教育脆弱階層の発明教育支援対象に明確に規定されていないため、低所得層の子供や特殊教育を受ける障害のある学生のための発明教育プログラムを運営・支援するにあたり、限界があるという指摘がある。

したがって、発明教育支援を受ける教育脆弱階層に低所得層の子供と特殊教育を受ける 障害のある学生を追加することにより、発明教育支援を受けることができるようにし、支 援内容に発明教育のための教材及び教具を追加することにより、教育の実効性を確保す るものである。(案第8条)

法律第 号

発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部改正法律案

発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部を次のように改正する。 第8条を次のようにする。

第8条(教育脆弱階層への発明教育支援)①国家及び地方自治体は、次の各号に該当する 者に対して、発明教育を支援しなければならない。

- 1. 「島嶼・僻地教育振興法」第2条による島嶼・僻地に所在する各級学校の学生
- 2. 「児童福祉法」第3条第10号による児童福祉施設の児童
- 3. 「学校外青少年支援に関する法律」第2条第2号による学校外青少年
- 4. 「多文化家族支援法」第2条第1号による多文化家族の子供
- 5.「北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」第2条第1号による北朝鮮離脱住 民とその子供
- 6. 「障害者等に対する特殊教育法」第2条第3号による特殊教育対象者
- 7. 「国民基礎生活保障法」第2条第1号による受給権者、その他所得水準が低い低所得層 の子供
- 8. 「その他発明教育が必要だと大統領令で指定した者
- ②国家及び自治体は、第1項による者に対して、各号の支援事業を行うことができる。
- 1. 発明教育のための講師派遣
- 2. 発明教育プログラムの開発及び普及
- 3. 発明教育に関する行事の開催・運営
- 4. 発明教育のための教材及び教具支援
- 5. その他教育脆弱階層の児童・青少年の発明教育を支援するための事業

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-2 【法案提出】発明振興法の一部改正法律案(議案番号:2122391)

議案情報システム(2023.5.31.) (6月1日掲載)

議案番号: 2122391

提案日:2023年5月31日

提案者:キム・ハンジョン議員(共に民主党)外9人

提案理由

韓国における特許出願の約84%は、従業者の職務発明によるものであって、研究現場から 生み出される知的財産を使用者が事業化又は技術移転等活用するためには、安定的に従 業者の職務発明を譲り受け、これについて従業者に適正な補償対価を支払うことが大事 である。

そのため、優れた職務発明報奨制度を運営している企業を優秀企業として認定し、多様なインセンティブを付与しているものの、認定の取消や認定の有効期間等認定の法的効果及び権利・義務に関する事項は法律に明記されていない。

一方、現行法上において、使用者が従業者から職務発明についての権利を譲り受けるためには、職務発明の届出を受けてから4か月以内に従業者に承継可否を通知すべきであるが、承継通知前までには権利関係が不確定であるため、従業者が第三者に職務発明についての権利を承継する二重譲渡が行われることがある。

また、職務発明補償金請求訴訟において当事者が営業秘密等を理由に証拠資料を提出しない場合、適正な補償金を算定することが難しくなることがある。参考として、『特許法』、『実用新案法』、『商標法』、『デザイン保護法』、『不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律』等の知的財産に関する法律では、関連訴訟において、判決に必要な証拠資料を当事者に求める仕組みが既に整備されている。

したがって、職務発明優秀企業認定の法的効果に関する事項を法律に詳細に規定することで、職務発明報奨文化の普及を促進し、使用者と従業者との間で協議を行って職務発明に関する規定や契約による承継可否について予め定めた場合に使用者が職務発明に係る権利を発明が完成された時に安定的に譲り受けるように改善させようとするものである。また、職務発明補償金判決に必要な証拠資料を当事者に求める規定を新設することで、円滑な証拠資料提出を誘導させ、適正な補償金判決を誘導させようとする。

主要内容

- イ. 職務発明優秀企業の認定、認定の取消等認定の法的効果に関する事項を法律に規定 する(案第11条の2)。
- ロ. 使用者が契約又は勤務規程により職務発明に係る権利を譲り受けると、授業者との協議を行って予め定めた場合、職務発明に係る権利は発明を完成した時から使用者に承継されるように規定し、例外として使用者が職務発明に係る権利を承継しない場合には、4か月以内に従業者に通知させる(案第13条)。
- ハ. 職務発明補償金請求訴訟において裁判所が当事者に補償金判決に必要な証拠資料の 提出を求める規定を設ける(案第19条の2新設)。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「選定」を「認定」とし、同項第2項中「優秀企業の選定基準と手続及び支援内容に関する」を「優秀企業の認定基準、認定手続、認定取消、認定有効期間、その他認定に必要な」に改める。

第13条の題目「(承継可否の通知)」を「(職務発明に係る権利の承継)」とし、同条第1項及び第2項をそれぞれ次のように改め、同条第3項前段中「第1項」を「第2項」に改める。

①第12条により通知を受けた使用者等は、従業者等がした職務発明について、特許等を受けることができる権利若しくは特許権等の承継又は専用実施権を設定させる契約若しくは勤務規程を予め定めた場合には、その権利は発明を完成した時から使用者等に承継される。ただし、使用者等が大統領令で定める期間内にその発明に係る権利を承継しない旨を従業者等に通知した場合には、この限りでない。

②第1項による契約及び勤務規程が全部存在しない使用者等が第12条により通知を受けた場合には、大統領令で定める期間内にその発明に係る権利について承継可否を従業者等に書面をもって知らせなければならない。この場合、使用者等(国又は地方自治体は除く)は、従業者等の意思に反してその発明に係る権利の承継を主張することはできない。

第2章第2節において、第19条の2を次のように新設する。

- 第19条の2(資料の提出)①裁判所は、職務発明補償金請求訴訟において、当事者の届出 により相手方当事者に当該職務発明補償額の算定に必要な資料の提出を命ずることが できる。ただし、その資料を所持者がその資料の提出を断る正当な理由がある場合には、 この限りでない。
 - ②職務発明補償金請求訴訟において、資料の提出についてこの法律で規定していない

事項については、『特許法』第132条第2項から第5項までを準用する。この場合、「侵害の証明又は損害額の算定」は「職務発明補償額の算定」とみなす。

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条 (職務発明に係る権利の承継に関する適用例)第13条の改正規定は、この法律の施 行後に職務発明した場合から適用する。

第3条(職務発明補償金請求訴訟における資料提出命令に関する適用例)第19条の2の改正 規定は、この法律の施行後に提起された職務発明補償金請求から適用する。

第4条(職務発明優秀企業認定に関する経過措置)この法律の施行当時に従前の規定により職務発明優秀企業として選定された企業は、第11条の2の改正規定による職務発明優秀企業として認定された企業とみなす。

1-3 【法案提出】知識財産基本法の一部改正法律案(議案番号:2122407)

議案情報システム(2023.5.31.) (6月1日掲載)

議案番号:2122407

提案日:2023年5月31日

提案者:イム・オギョン議員(共に民主党)外9人

提案理由及び主要内容

現行法では、著作者、発明家、科学技術者及び芸術家等、知的財産創出者の創意的かつ安定的な活動を通じ、韓国社会で知的財産の価値が最大限発揮できるよう、知的財産の創出、保護及び活用を促進している。

このような知的財産の創出はスポーツ分野においても適用することができる。すなわち、専門体育選手が訓練を通じて得た、他の選手と区別できるその選手独自の技術、姿勢、戦略等をデータで蓄積して競技力向上プログラムを制作し、又は一般人向け運動教育プログラムの作成により、民間市場で事業化し、スポーツ産業及びデータ経済の活性化に寄与する事例が増加している。

したがって、「知識財産基本法」の知的財産創出者に体育人を追加し、国家知的財産基本計画の際、知的財産創出能力強化策の樹立範囲と知的財産専門人材育成協力範囲に、体育界を追加するものである。(案第2条、第8条、第34条)

法律第 号

知識財産基本法の一部改正法律案

知識財産基本法の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「科学技術者及び芸術家」を「科学技術者、芸術家及び体育人」とする。 第8条第3項第8号中「文化芸術界」を「文化芸術界、体育界」とする。

第34条第3項中「研究界及び文化芸術界」を「研究界、文化芸術界及び体育界」とする。

附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

1-4 【法案提出】下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案(議案番号: 2122452)

議案情報システム(2023.6.1.)

議案番号:2122452 提案日:2023年6月1日

提案者:キム・ギョンマン(共に民主党)議員外10人

提案理由及び主要内容

技術奪取の被害を受けた企業が損害賠償訴訟で被害に相応する金額を賠償してもらうには、損害の証明と損害額の算定に必要な資料だけでなく、違反行為の存在を証明できる資料が必要であるが、委託元が技術資料を流用したか否かや技術奪取による被害の範囲等に関する証拠を下請事業者が確保することは、事実上、不可能に近いほど難しい作業である。

このような問題を解決するために、現行法第35条の2は、損害賠償請求訴訟で裁判所が相手方の当事者に資料提出を命じられるよう規定しているものの、資料の確保が実効性に欠けており、現行法第35条第4項は、損害賠償請求訴訟で裁判所が公正取引委員会に資料の送付を要求できると規定しているものの、裁判所の送付要求は公正取引委員会に資料提出を義務付けていない。

そのため、深みのある調査を通じて既に多様な証拠資料を確保している公正取引委員会から裁判所が資料を提出してもらえる法的根拠を設けることにより、被害企業が損害賠償請求訴訟で迅速かつ効率的に被害を回復できる案を立てようとするものである(案第35条の2等)。

法律第 号

下請取引の公正化に関する法律の一部改正法律案

下請取引の公正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第35条第4項中「第110条及び第115条を」を「第115条を」に改める。

第35条の2第1項本文中「当事者に」を「当事者又は公正取引委員長に」に、「損害の」を「違反事実の証明、損害の」に改め、同条第2項前段中「者が」を「相手方の当事者又は公正取引委員長が」とし、同条第3項前段中「提出対象となる」を「提出命令を受けた相手方の当事者の」に、「損害の」を「当該違反事実の証明、損害の」に改め、同条第4項前段中「者が」を「相手方の当事者が」とし、同条に第5項を次のように新設する。

⑤第1項による提出命令を受けた公正取引委員長が正当な理由なしにその命令に従わないときは、「民事訴訟法」第351条の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-5 【立法予告】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令案 (特許庁公告第 2023-166 号)

電子官報 (2023.6.9.)

特許庁公告第 2023-166 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 6 月 9 日 特許庁長

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正目的

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」(以下「法律」という。)が改正 (2023.3.28, 法律第 19289 号) され、国内に広く知られている標識と同一か、類似している標識に対して不正な目的なしに先使用した場合が不正競争行為の適用例外対象として規定されたことに伴って施行令内の関連規定を整備しようとする。

また、施行令の不正競争行為行政調査規定を直接列挙方式から引用方式に変更すること

により、不正競争行為が新設される度に施行令の後続立法を行わなければならない非効率的な構造を改善しようとし、国民権益委員会の制度改善勧告に基づき施行令に明示されている行政制裁加重処分適用基準を明確にしようとする。

加えて、差押証内の問い合わせ先等別紙の書式に記載されている業務担当部署を現行化 することで、請願者の不便を最小化しようとする。

2. 主要内容

- イ. 不正競争行為の適用例外条文を整備する(案第1条の2第3号削除)
 - 1) 他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他他人の商品又は営業であることを表示する標識(以下「標識」という。)と同一か類似している標識を使用してきた者がそれを不正な目的なしに使用する場合、不正競争行為から除外させる条文が法律により上方立法されることに伴って関連施行令の条文を削除する
- 口. 行政調査対象条文を整備する(案第1条の4第1項修正)
 - 1) 行政調査対象を法条文の直接列挙方式から法律第7条第1項を引用するよう変更する
- ハ. 行政制裁の加重処分適用基準を明確化する(案別表2第1号ハ目新設、別表4第1号 ロ目新設)
 - 1) 加重処分の適用次数は、その違反行為の前賦課処分次数(期間内に処分が二つ以上 あった場合は、高い次数)の次の次数として規定する
 - 2) 摘発された日から特定期間以前に行った賦課処分は、加重処分の適用次数を決めるときに反映対象から除く
 - 3) 他の法令との整合性を図るために文句を整備する
- 二. 別紙の書式に記載されている担当部署を現行化する(案別紙第1・3・5号書式修正)
 - 1) 別紙第 1 号書式内の問い合わせ先を「産業財産保護課」から「不正競争調査チーム」に変更する
 - 2) 別紙第3号書式及び第5号書式内の処理手続担当部署を「産業財産保護政策課」から「産業財産紛争対応課」に修正する

3. 意見提出

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2023年7月19日までに統合立法予告(http://opinion.lawmaking.go.kr)を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否とその理由)
- ロ. 氏名(法人や団体の場合は、その名称と代表者名)、住所及び電話番号
- ハ. 参考事項

※送り先

特許庁産業財産保護政策課:大田広域市西区庁舎路 189(屯山洞)政府大田庁舎 4 棟 1706 号(〒35208)

電話: (042) 481-5967、Fax: (042) 472-1360

電子郵便: hys96@korea.kr

4. その他事項

その他詳細は、特許庁(www.kipo.go.kr)の「立法予告」を参考にするか、特許庁産業財産保護政策課(電話 042-481-5967)にお問い合わせください。

1-6 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案(議案番号: 2122559)

議案情報システム(2023.6.9.)

議案番号: 2122559 提案日: 2023年6月9日

提案者:キム・ソンウォン(国民の力)議員外9人

提案理由及び主要内容

中小企業の技術保護水準実態調査 (2017~2021) によると、中小企業に対する技術及び営業秘密侵害の被害規模が2,800億ウォンに及ぶ等、大企業の技術盗用等による中小企業・スタートアップの被害が相次いでいる。

現行法では、技術及び営業秘密の不当な流用行為を防止するために、最大被害額の3倍以内で損害賠償責任を負う懲罰的損害賠償制度を導入しているが、大企業との紛争が発生しても、長い訴訟期間と訴訟費用及び少ない損害賠償額等のため会社の運営が厳しい場合が少なくないのが実情である。

そのため、中小企業・スタートアップの技術資料及び営業秘密に関して不当に流用行為を した場合、被害額の5倍以内まで損害賠償責任を賦課することで警戒心を高め、技術奪取 行為に対する先行的抑止及び被害救済の実効性を確保しようとする(案第22条の2第2項)。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。 第22条の2第2項各号以外の部分中「3倍」を「5倍」に改める。

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条(損害賠償責任に関する適用例)第22条の2第2項の改正規定は、この法律の施 行後に発生する違反行為から適用する。

1-7 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案(議案

番号:2122560)

議案情報システム (2023.6.9.)

議案番号:2122560 提案日:2023年6月9日

提案者:キム・ソンウォン(国民の力)議員外9人

提案理由及び主要内容

中小企業の技術保護水準実態調査(2017~2021)によると、中小企業に対する技術及び営業秘密侵害の被害規模が2,800億ウォンに及ぶ等、大企業の技術盗用等による中小企業・スタートアップの被害が相次いでいる。

現行法では、技術及び営業秘密の不当な流用行為を防止するために、最大被害額の3倍以内で損害賠償責任を負う懲罰的損害賠償制度を導入しているが、大企業との紛争が発生しても、長い訴訟期間と訴訟費用及び少ない損害賠償額等のため会社の運営が厳しい場合が少なくないのが実情である。

そのため、中小企業・スタートアップの技術資料及び営業秘密に関して不当に流用行為を した場合、被害額の5倍以内まで損害賠償責任を賦課することで警戒心を高め、技術奪取 行為に対する先行的抑止及び被害救済の実効性を確保しようとする(案第40条の2第2項)。

法律第 号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第40条の2第2項本文中「損害の3倍を超えない」を「損害に対しては、次の各号の区分に 基づく」に改め、同項に各号を次のように新設する。

- 1. 委託企業が第25条第1項第14号イ目1)及び同号ロ目に違反した場合、損害の3倍を 超えない範囲内で賠償責任を負う。
- 2. 委託企業が第25条第1項第14号イ目2)及び同条第2項に違反した場合、損害の5倍を

超えない範囲内で賠償責任を負う。

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条(損害賠償責任に関する適用例)第40条の2の改正規定は、この法律の施行後に 発生する違反行為から適用する。

1-8 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案(議 案番号: 2122561)

議案情報システム(2023.6.9.)

議案番号: 2122561 提案日: 2023年6月9日

提案者:キム・ソンウォン(国民の力)議員外9人

提案理由及び主要内容

中小企業の技術保護水準実態調査 (2017~2021) によると、中小企業に対する技術及び営業秘密侵害の被害規模が2,800億ウォンに及ぶ等、大企業の技術盗用等による中小企業・スタートアップの被害が相次いでいる。

現行法では、技術及び営業秘密の不当な流用行為を防止するために、最大被害額の3倍以内で損害賠償責任を負う懲罰的損害賠償制度を導入しているが、大企業との紛争が発生しても、長い訴訟期間と訴訟費用及び少ない損害賠償額等のため会社の運営が厳しい場合が少なくないのが実情である。

そのため、中小企業・スタートアップの技術資料及び営業秘密に関して不当に流用行為を した場合、被害額の5倍以内まで損害賠償責任を賦課することで警戒心を高め、技術奪取 行為に対する先行的抑止及び被害救済の実効性を確保しようとする(案第14条の2第6項)。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

法律第19289号不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条の2第6項中「3倍」を「5倍」に改める。

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布後5か月が経過した日から施行する。

第2条(損害賠償責任に関する適用例)第14条の2第6項の改正規定は、この法律の施行後に発生する違反行為から適用する。

1-9 【法案提出】特許法の一部改正法律案(議案番号:2122562)

議案情報システム(2023.6.9.)

議案番号: 2122562 提案日: 2023年6月9日

提案者:キム・ソンウォン(国民の力)議員外9人

提案理由及び主要内容

中小企業の技術保護水準実態調査 (2017~2021) によると、中小企業に対する技術及び営業秘密侵害の被害規模が2,800億ウォンに及ぶ等、大企業の技術盗用等による中小企業・スタートアップの被害が相次いでいる。

現行法では、技術及び営業秘密の不当な流用行為を防止するために、最大被害額の3倍以内で損害賠償責任を負う懲罰的損害賠償制度を導入しているが、大企業との紛争が発生しても、長い訴訟期間と訴訟費用及び少ない損害賠償額等のため会社の運営が厳しい場合が少なくないのが実情である。

そのため、中小企業・スタートアップの技術資料及び営業秘密に関して不当に流用行為を した場合、被害額の5倍以内まで損害賠償責任を賦課することで警戒心を高め、技術奪取 行為に対する先行的抑止及び被害救済の実効性を確保しようとする(案第128条第8項)。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第128条第8項中「3倍」を「5倍」に改める。

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条(損害賠償責任に関する適用例)第128条第8項の改正規定は、この法律の施行後 に発生する違反行為から適用する。

1-10 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案(議 案番号: 2122628)

議案情報システム(2023.6.13.)

議案番号:2122628

提案日:2023年6月13日

提案者:ソン・オンソク(国民の力)議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、営業秘密侵害に対する損害賠償責任規定を置き、故意又は過失による営業秘密 侵害行為で営業秘密保有者の営業上利益を侵害して損害を与えた者はその損害を賠償す る責任を負うように規定している。

ところが、営業秘密の漏洩と流出の過程で営業秘密の漏洩・流出を前提に転職を斡旋する ブローカーがつながっている場合があるが、彼らを刑事法的に処罰するのに限界があり、 処罰するとしてもその処罰水準が低いため、民事法の領域で財産上利益を目的に犯罪に 加担したブローカーに対し損害賠償責任を負わせる等の経済的利益を剥奪することが効 果的な犯罪抑制手段になり得るとの指摘がある。

そのため、営業秘密侵害行為が介入された事実を知っているか重大な過失として知らずに営業秘密保有者の役職員としての転職を斡旋した者は、その転職により営業秘密保有者が被った損害を賠償させることにより、営業秘密の漏洩と流出を前提とする転職斡旋行為を事前に防いで営業秘密を保護しようとするものである(案第11条第2項新設)。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。 第11条見出し以外の部分を第1項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②不正な利益を得るか営業秘密保有者に損害を与える目的で、営業秘密侵害行為が介入された事実を知っているか重大な過失として知らずに営業秘密保有者の役職員としての転職を斡旋した者は、その転職により営業秘密保有者が被った損害を賠償する責任を負う。

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条(損害賠償に関する適用例)第11条第2項の改正規定は、この法律の施行後に転職を斡旋した場合から適用する。

1-11 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案(議案

番号: 2122629)

議案情報システム(2023.6.13.)

議案番号: 2122629

提案日:2023年6月13日

提案者:ソン・オンソク(国民の力)議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、産業技術の流出と侵害行為(以下「産業技術侵害行為」という。)に対する損害賠償責任規定を置き、産業技術侵害行為で産業技術を保有している企業・研究機関等の対象機関に損害を与えた者はその損害を賠償する責任を負うように規定している。

ところが、産業技術の流出過程で産業技術の流出を前提に転職を斡旋するブローカーがつながっている場合があるが、彼らを刑事法的に処罰するのに限界があり、処罰するとしてもその処罰水準が低いため、民事法の領域で財産上利益を目的に犯罪に加担したブローカーに対し損害賠償責任を負わせる等の経済的利益を剥奪することが効果的な犯罪抑制手段になり得るとの指摘がある。

そのため、産業技術侵害行為が介入された事実を知っているか重大な過失として知らずに対象機関専門人材の転職を斡旋した者は、その転職により対象機関が被った損害を賠償させることにより、産業技術の流出を前提とする転職斡旋行為を事前に防いで産業技術を保護しようとするものである(案第22条の2第2項新設)。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。 第22条の2第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②不正な利益を得るか対象機関に損害を与える目的で、第14条に該当する行為が介入

②不正な利益を得るが対象機関に損害を与える目的で、第14条に該当する行為が介入 された事実を知っているか重大な過失として知らずに対象機関専門人材の転職を斡旋 した者は、その転職により対象機関が被った損害を賠償する責任を負う。

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条(損害賠償に関する適用例)第22条の2第2項の改正規定は、この法律の施行後に転職を斡旋した場合から適用する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、日本進出韓国企業と懇談会を開催

韓国特許庁(2023.5.31.)(6月1日掲載)

知的財産で日韓経済を再び結ぶ! 輸出4位・商標出願2位の対象国である日本との経済協力を拡大

韓国特許庁は、5月31日(水曜)午後12時30分、日本海外知的財産センター(IP-DESK (※))が設置されている大韓貿易投資振興公社(KOTRA)東京貿易館で日本進出韓国企業と懇談会を開催した。

※2015 年 7 月に開所し、日本に進出した韓国企業向けに知的財産分野におけるあい路事項相談、法律諮問、知財権関連法律サービス、海外出願の支援などを提供

懇談会は、日韓関係の好転を受け、韓国の輸出額を基準に上位4位の対象国(※)であると同時に、商標出願2位および特許出願4位の対象国(※※)である日本と経済分野における協力を知的財産分野において裏付けるために設けられた。

※2022 年の国別の韓国の輸出額 (億ドル): 中国 1557、米国 1097、ベトナム 609、日本 306

※※2021年の国別の韓国の商標出願(件):米国 5926、日本 3680、EU2297、ベトナム 19002021年の国別の韓国の特許出願(件):米国 36909、中国 17691、EU9386、日本 5936

韓国特許庁は、日本現地で韓国企業(※)と知財権関連法律専門家の知的財産分野におけるあい路事項や建議事項を収集し、これに対する政府の支援策について議論した。

※マクロジェン、サイネット、CU メディカルシステム、LS、偽造ドメイン、ハッピー食品の6社

懇談会に参加した企業は、(1) 海外知財権紛争発生時における法的対応に長い時間と費用がかかること、(2) K ブランド偽造・模倣品の流通および韓流便乗行為が頻繁になっていること、(3) 海外知財権の確保などに関するあい路事項の解決や支援を求めた。

現地の知財権関連法律専門家は、日本でも韓国企業の偽造・模倣品の流通および商標無断 先取り行為が頻繁になっているため、海外に進出する前から予め商標や特許などの知財 権を確保するよう注意を呼び掛けた。

韓国特許庁長は、「韓国企業の海外進出時における知財権紛争の予防および対応の重要性が大きくなるにつれ、海外知的財産センター(IP-DESK)の業務範囲を拡大し、韓国企業の海外知財権紛争対応に対する支援を強化する計画である」と述べた。

2-2 日韓特許庁長会合、6年ぶり再開

韓国特許庁(2023.6.1.)

実務協議体の再開・審査官交流などの協力事業、本格施行へ

韓国特許庁と日本国特許庁は、5月31日(水曜日)午後4時に、日本国特許庁で日韓特 許庁長会合を開催し、知的財産分野の懸案事項と今後の協力の方向性について議論を行 った。

今回の会合は、2017年に開催された以降、6年ぶりの開催となった。特に、今年の3月、5月に日韓両国で相次いで開催された首脳会談を機に、日韓シャトル外交が再開の方向に向かっている今、知的財産分野に関するハイレベル会合が開催されたことは意味が大きい。

両国庁長は、人工知能、モノのインターネット、メタバースなど新技術の発展が加速し、 気候変動への対応など持続可能な開発目標 (SDGs) の実現のためのイノベーションの重要 性が高まっている状況の中で、知的財産制度の発展に向けた日韓協力の必要性に意見を 共にした。

また、▶商標・デザイン審査、審判、情報化、審査官の能力強化などの分野での実務協議体の再開、▶両庁間の審査官交流、▶環境技術(Green Technology)特許分類システムの構築に向けた経験の共有などに合意した。

さらに、両国庁長は、両国の出願人に迅速かつ正確な特許審査サービスを提供するための特許共同審査制度(CSP(※))について、今後も情報交換など、実務レベルでの議論を継続していくことで一致した。

※Collaborative Search Program:日韓両国に出願した発明について、出願人からの申請があった場合、日韓の審査官が先行技術調査結果を共有し、速やかに審査を行う

特許庁長は、濱野幸一長官に今年の下半期に韓国で対面開催される日中韓特許庁長会合 への出席を要請した。両庁は日中韓特許庁長会合の成功に向けて緊密な協力を継続する ことを確認した。

両国庁長は、会合終了後に日本主催で開かれた公式歓迎晩餐会で、知的財産分野において も両庁によるシャトル外交が再開できるように努力することにした。

特許庁長は、「日韓協力関係が正常化に向かっている中で、6年ぶりに日韓特許庁長会合が開催されたことは非常に意味深いことだ」と述べながら、「今回の会合を機に、様々な分野で両庁が緊密に協力し合うことで、両国の知的財産の発展に寄与する一方、グローバルな知的財産システムの実現に先頭に立つことができることを期待する」と述べた。

2-3 韓国特許庁、二次電池業界と知的財産に関する懇談会を開催

韓国特許庁(2023.6.7.)

二次電池業界の現場の声を聴き、審査支援策を検討

韓国特許庁は、特許庁長主催で6月7日(水曜日)14時に韓国知的財産センター(ソウル)で二次電池業界との懇談会を開催した。

今回の懇談会は、尹錫悦(ユン・ソンニョル)政権発足から1年を迎え、コア国政課題の一つである「バッテリーなど未来戦略産業の超格差の確保」を後押しするための特許審査支援の方向性を共有し、産業界の現場からの意見を聞くために設けられたものである。

懇談会に出席した企業(※)は、バッテリー産業の競争力を確保するためには、迅速な特許権利取得が重要だと強調し、また、優先審査制度を半導体と同様にバッテリー分野にも導入する必要があると建議した。

※LG エナジーソリューション、SK オン、サムスン SDI、L&F、テジュ電子材料、W-SCOPE KOREA

韓国特許庁は、二次電池分野の出願について優先審査対象に指定することを検討していると明らかにし、審査処理期間の短縮、審査品質の向上、二次電池分野の専門家を審査官として採用するなどの審査支援策も積極的に検討することにした。

特許庁長は、「二次電池業界のグローバル競争力を強化するためには、企業の緻密な特許取得が重要だ」と述べながら、「韓国特許庁は、韓国企業が迅速な特許取得を通じて、グローバル競争力を確保することができるように、二次電池分野の審査支援政策を積極的に策定し、推進していきたい」と述べた。

2-4 韓国特許庁と技術保証基金、デジタル業務革新業務協約を締結

韓国特許庁(2023.6.7.)

技術移転・取引による特許登録、デジタルでより簡単に! 技術移転・取引の後の登録申請時に電子署名の契約書の提出が可能

これから韓国特許庁に産業財産権の登録を申請する人は、その出願人を証明する書類として従来の紙の契約書の代わりに電子署名の契約書が提出できるようになる。これまで紙の契約書に直接捺印又は署名し、スキャンして提出した手間が省け、印章の偽造や盗用による被害も減少する見込みである。

韓国特許庁と技術保証基金(以下、「技保」という)は、6月7日(水曜)11時に技保ソウル事務所の大会議室で「国民の利便性の向上に向けたデジタル革新業務協約」を締結したと発表した。

韓国特許庁は、この業務協約の前に登録業務における電子署名の契約書の活用に向けて 法律を検討し、登録業務の担当者が契約書の偽造・変造と署名の情報が確認できるように 技保の e-電子契約システム(※)の設計に参加するなど、技保と緊密に協力した。 ※e-電子契約システム: 2022 年末に技保が開発した技術移転・取引サイトの「スマート テックブリッジ」(tb. kibo. or. kr) に構築されているオンライン産業財産権契約システム

この協約により二つの機関は、(1) e-電子契約システムの活性化に向けた相互協力、(2) 電子署名の文書の処理を処理するための特許庁審査指針の作成、(3) 電子署名の文書の追加開発および活用に向けた協力など、技術取引市場のデジタルトランスフォーメーションに向けて積極的に協力することにした。

今後、韓国特許庁に電子署名の契約書による産業財産権の登録を希望する者は、e-電子契約システムで契約を結んだ後、PDF形式の電子契約書をダウンロードし、電子本人署名確認書発給証とともに登録申請書に添付して韓国特許庁の特許路(www.patent.go.kr)に提出すればよい。

電子本人署名確認書は、全国の住民センターで一度電子本人署名確認書発行システムの利用申請をした後、インターネット政府24(www.gov.kr)から発行できる。

韓国特許庁は、登録人書類が電子文書の場合における審査処理指針を盛り込んで改正した「知的財産権登録実務指針」を韓国特許庁のウェブサイト(www.kipo.go.kr)の冊子/統計→刊行物→その他刊行物に掲載し、今後も様々な広報手段を通じて電子契約書の活用を促進する予定である。

韓国特許庁の産業財産情報局長は、「e-電子契約システムより作成された電子署名の契約書は、信憑性と本人確認事実が法的に保証され、従来の捺印書類に比べて安全であり、また迅速な登録処理ができる」とし、「特許庁はこれからも特許行政における国民の利便性と業務効率の向上のために積極的に努力する」と述べた。

2-5 韓国特許庁、1年間の成果と今後の重点計画を発表

韓国特許庁(2023.6.8.)

革新的成果に関する公正な補償など、未来に向けた5つの約束を提示

韓国特許庁は、新政権発足から1年を迎え、6月8日(日曜日)11時30分、大田ICCで 所管公共機関との意見交換の場を設け、過去1年間の知的財産政策の推進成果と今後の 計画を発表した。

過去1年間の成果

「コミュニケーションと内部改革による堅固な知的財産行政基盤の構築」

韓国特許庁は、第一に庁内コミュニケーションを強化することで、職員の声を反映した改善事項を発見し、集中審査時間制および代表電話応対制度の導入、6級審査官から始まる審査指数体系の確立などの後続措置を通じて、内部の改革に集中してきた。職員が本来の業務である審査・審判に集中できる環境を整備することで、知的財産行政サービスの質面での向上を図ることができた。

※再審査請求率が 9.3%、審決取消率が 11.8% それぞれ減少

また、技術覇権争いのコアといわれる半導体分野を全面的に支援するため、世界で初めて、 組織と人材、制度などを包括する特許審査パッケージ支援体系(※)を構築した。 ※半導体審査推進団(局)の新設(2023年4月)、民間退職者30人を専門審査官として 採用(2023年3月)、半導体分野の特許出願の優先審査対象指定(2022年11月)

「知的財産政策の国政議題化による対内・対外的地位の強化」

対外的には知的財産政策が新政権の国政運営の一つの柱として位置づけられており、国家研究開発(R&D)と企業の成長と事業化、技術保護の全般で知的財産の役割を拡大した。

技術競争力を強化するため、5.3 億件以上の特許ビックデータを国家戦略技術分野の研究開発に積極的に活用することができるよう、特許分析結果の活用を国家研究開発 (R&D)の方向性設定と遂行過程に義務付ける法的根拠を定めた (※)。

※国家戦略技術の育成に関する特別法(2023年3月制定、2023年9月施行予定)

さらに、中小企業の技術事業化において、資金の役割を果たしている知的財産金融規模は7.8 兆ウォン (2022 年末基準) と前年に比べ3割近く増加した。技術取引と金融の根幹となる知的財産価値評価の品質を体系的に管理するための発明振興法の改正手続きも、2022 年12月に完了した。

技術保護の面では、技術専門性のある特別司法警察の捜査能力を十分活用することで、半導体コア技術を海外に流出した犯罪者 6 人を検挙することができた。一方、非常経済長官会議のほか、関連政府合同による各種の会議に Kーブランドの保護策、海外の特許管理会社 (NPE) との間の特許紛争対策を挙げ、議論するなど、韓国技術保護対策の構築に主導的な役割を果たした。

※国家戦略技術の育成に関する特別法(2023年3月公布、2023年9月施行予定)

明日に向けた5つの約束

韓国特許庁は、これまでの成果を一層拡大し、イノベーションがイノベーションにつながるダイナミックな経済成長を実現するための5つの重要推進課題を提示した。

第一、庁内の能力を向上させるため、二次電池・バイオなどの戦略技術分野に専門審査官 の拡大と優先審査制度の導入など、特許審査パッケージ支援体系の拡大を推進する。また、 人工知能基盤の特許行政改革遂行案をもとに、審査と審判の全過程に人工知能の活用を 本格化し、国民が体感できる世界一の人工知能基盤の審査・審判体系を構築する。

第二、未来の新成長動力を確保するため、12 大国家戦略技術を中心に特許ビックデータの活用を改変し、研究開発の効率化と重複研究を防止する。また、イノベーションの人的基盤づくりのため、知的財産重点大学を増やして(※)技術・知的財産融合人材を育成する。

※ (2022年) 大学 4 校→ (2023年) 大学 6 校→ (2024年) 大学 9 校

第三、革新的成果に関する公正な補償体系を整備するため、コア技術の流出行為に対する 処罰基準を強化し、紛争調停制度を内実化させて知的財産紛争に直面した企業が、低コストかつ迅速に紛争を解決することができるように支援を行う。さらに、職務発明に対する 権利承継制度と訴訟の構造を改善し、企業と研究者がイノベーションに向けた努力に対 して公正な補償を受けることができる文化を造成する。

第四、技術イノベーション型企業の事業化を成功させるため、企業が所有する技術の評価が適切に行われるよう、「知的財産評価管理センター」を新設し、価値評価品質管理の指揮本部機能を担うようにする。また、取引・損害賠償・職務発明など、類型の新たな評価モデルを開発して、価値評価の信頼性を画期的に向上させる。さらに、制度施行以降初めて、知的財産の手数料体系を全面的に改変することで、特許維持費用に対する企業の負担を大幅に軽減(※)する。

※すべての区間の特許登録費用を 10% 一括引き下げることで、5 年間 1 千億ウォン程度 の費用削減が見込まれる

最後に、知的財産ベースの輸出伸張政策に向けて、輸出企業が現地で専門的な紛争支援を 適時に受けることができるように、海外知的財産センター(IP-DESK)の運営主体を KOTRA から知的財産保護院に変更する。たま、4 か国以上を管轄する拠点型へと段階的に転換し、 保護の受給漏れを解消する。さらに、中東・ASEAN などの戦略市場に、韓国型知的財産行 政体系と審査サービスの輸出も継続的に拡大し、国際的に韓国企業にやさしい環境を造 成する。

特許庁長は、「ここ1年間、庁内の基盤を堅固にし、知的財産政策の外縁を拡大した結果、 今は、関連政府機関が特許庁の専門性に注目して協力の要請を行っている」と述べながら、 「現状に満足せず、これからも5大重要課題を重点的に実行して、韓国を名実相伴う世界 的な知的財産3大強国へ飛躍させるため、最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-6 韓国特許庁・美しい店、「2023 やさしいアイデアコンテスト」を開催

韓国特許庁(2023.6.9.)

寄付分化の普及のための「やさしいアイデア」を募集します 韓国特許庁「アイデア路」で問題解決のアイデアを募集

国民の画期的なアイデアから寄付文化のさらなる拡大のためのチャンスが広がる。

韓国特許庁は、「財団法人美しい店」とともに 6 月 9 日金曜日から 7 月 7 日金曜日まで「2023 やさしいアイデアコンテスト」(以下、「コンテスト」)を開催し、「物品を寄付する文化の普及」のためのアイデアを募集すると発表した。

去年に続いて2回目のコンテストであり、現在における「美しい店」の物品寄付手続きを 改善して国民がより簡単かつ便利に物品が寄付できる方策を立てるために推進される。

韓国特許庁のアイデア取引所である「アイデア路」(www.idearo.kr) で開催され、物品を 寄付する文化の普及のためのアイデアを持っている国民なら誰でも参加できる。

国民がアイデアを提案すれば、書類評価、先行技術調査により本選進出者9人(チーム) を選定し、今年8月に最終順位を決定する本選を進める。

受賞者9人(チーム)には、賞金とともに特許庁長賞、美しい店理事長賞、韓国発明振興 会長賞が与えられ、受賞者のアイデアはコンテストの趣旨に合わせて、アイデアを共有し て美しい店に提供される予定である。

受賞作として選定されなかったとしても、優秀なアイデアを提案した参加者には、グリーン製品で構成されている「環境実践商品」が提供され、また、コンテスト期間中には特別課題として「物品を寄付する文化の普及のための標語」に関するアイデア課題もともに与えられる予定である。

韓国特許庁の産業財産政策局長は「国民のアイデアは、企業の問題だけではなく、社会や 環境に関する問題の解決にも活用できる」とし、「これからも様々な企業と政府機関など と協力し、国民のアイデアが活用できるチャンスを増やしていく」と述べた。

「美しい店」の理事長は「去年のコンテストに提案された優秀なアイデアは、資源循環に 実質的に貢献しているだけではなく、市民の認識改善にも大きく貢献している」とし、「今 年もクリエイティブなアイデアを持っている多くの方々の積極的な参加を期待する」と 語った。

一方、詳細は韓国発明振興会 (02-3459-2889, 2728) に問い合わせるか、または「アイデア路」から確認すれば良い。

2-7 韓・米、韓・欧の特許庁長会合を開催

韓国特許庁(2023.6.14.)

米国特許商標庁と知的財産分野での協力の深化に向けた業務提携を締結 欧州特許庁と最近施行された欧州単一効特許に対する広報強化案等を議論

韓国特許庁は、6月12日 (現地時間)、先進5庁の特許庁長 (IP5) 会合期間中に米国ハワイのホノルルで米国特許商標庁 (USPTO) および欧州特許庁 (EPO) とそれぞれ二者会合を行い、知的財産分野の懸案および今後の協力案を話し合ったと発表した。

※特許先進 5 庁:欧州特許庁(EPO)、日本特許庁(JPO)、大韓民国特許庁(KIPO)、中国知的財産権局(CNIPA)、米国特許商標庁(USPTO)

韓国特許庁長と Cathy Vidal 米国特許商標庁長は、まず、両機関の出願および知的財産政策に関する最新動向、審査官の能力強化に向けたさまざまなプログラムと経験などを共有し、女性の知的財産分野への進出拡大方策について話し合った。

また、両庁長は、知的財産の出願および登録関連業務の効率性を高めるための情報および秘訣の共有、審査官の能力向上に向けた人的交流(Staff Exchanges)、事業化や技術移転などのイノベーション活動の促進・保護に向けた協力事業の推進などを主とする深化協力業務提携を締結した。同業務提携の締結を契機に、さまざまな分野で両機関間の緊密な協力が可能となり、韓・米の出願人がより迅速かつ高品質の審査サービスを受けられる環境が整うと期待される。

続いて、韓・欧特許庁長会合が開催された。この会合で、韓国特許庁長と Antonio Campinos 欧州特許庁長は、両機関の出願および知的財産政策に関する最新情報を共有し、人工知能分野の発明関連特許明細書に関する共同研究などの進行方法について議論した。また、Campinos 欧州特許庁長は、韓国企業の関係者や弁理士などを対象に今年 5 月に開催された欧州単一効特許制度(6 月 1 日施行)関連説明会で多くの協力を提供した韓国特許庁に感謝を表明し、両機関は、今後も韓国企業などに対して同制度と関連する有効な情報を提供するために協力を強化していくことにした。

韓国特許庁長は、「今年4月、韓国大統領の米国国賓訪問を契機に一層堅固になった両国の関係を基に、米国特許商標庁と知的財産分野で協力を深めるための業務提携を締結する一方、欧州特許庁と二者会合を開いて欧州単一効特許制度の施行に伴う協力強化策などを議論したことは非常に有意義なことだ」とし、「韓国企業が重要な市場である米国と欧州で迅速かつ正確な審査サービスを受けられるよう、米国特許商標庁および欧州特許庁と緊密に協力していきたい」と述べた。

2-8 韓国特許庁、審査品質の向上に向けた現場懇談会を開催

韓国特許庁(2023.6.14.)

化学素材の審査基準、企業の目線に合わせる

韓国特許庁は、6月12日月曜日15時、LG化学の技術研究院を訪問し、化学素材分野多出 願企業であるLG化学の知財権業務担当者と懇談会を開いたと発表した。

懇談会は、「国民・企業と共にする現場コミュニケーション」の一環として、企業の知財 権関連懸案と建議事項を聴取し、それを特許庁の審査実務に反映することで顧客の目線 に合わせた特許審査サービスを提供するために設けられた。

懇談会では、近年特許出願が増えている先端化学素材分野、特に、物理・化学的パラメーターに対する審査事例を紹介し、この分野の特許確保戦略と審査基準について意見交換を行った。

LG 化学は、生分解性高分子、プラスチックのリサイクルなどグリーン環境技術に対する 特許支援策づくりが必要であると述べた。特許庁は、生分解性高分子などグリーン技術に 対する優先審査制度を案内し、この分野の特許出願動向情報を共有することにした。

特許庁の化学生命審査局長は、「今回の懇談会を通じて化学素材分野の技術動向に対する 理解の幅を広げることができ、懇談会で聴取した現場の声を審査実務に反映することで、 化学素材分野の審査品質向上に貢献できると期待している」と述べた。

2-9 韓国特許庁の「半導体超格差確保戦略」が政策大賞を受賞

韓国特許庁(2023.6.14.)

継続的な半導体支援への努力を認められての受賞…第 12 回韓国政策大賞を受賞 世界初「半導体専担審査組織」の新設など、体系的にコア技術を保護へ

韓国特許庁の「半導体超格差技術確保のための特許行政イノベーション戦略」が、韓国政 策学会が選定する第12回韓国政策大賞を受賞した。

韓国特許庁は、6月14日水曜日に慶州市の某ホテルで開催された「第12回韓国政策学会韓国政策大賞(※)」の授賞式で、「半導体超格差技術確保のための特許行政イノベーション戦略」が優秀政策に選定され、政策能力部門で大賞を受賞したと発表した。 ※2010年から施行された中央部処の優秀政策事例を発掘して共有・普及する制度

韓国特許庁は、①2022 年 11 月から、半導体特許を優先的に審査することで、審査処理期間を大幅に短縮し、②2023 年 3 月には、半導体分野専門人材の海外転職を防止し、審査専門性を高めるために退職した研究分野の人材 30 名を特許審査官として採用した。また、③4 月には、世界で初めてとなる半導体審査専担組織を新設することで、韓国企業の半導体分野のコア技術を体系的に保護し、尹錫悦(ユン・ソンニョル)政権の重点国政課題を積極的に後押ししてきた。

韓国政策学会は、半導体分野の超格差確保に向けた韓国特許庁の一貫性のある、革新的な政策への努力を高く評価したと述べた。特に、優秀な民間退職人材の公共部門活用については、公職人事の新しい実験台として半導体技術流出と審査官不足、両方を同時に解決できる策だと評価した。

特許庁長は、「韓国特許庁が韓国経済の支えとなる半導体分野において、超格差の面で優位を支援するために推進してきた努力が実を結んだことを嬉しく思う」と述べながら、「二次電池などの他の分野においても、韓国企業の競争力を高めるために特許行政イノベーションを継続的に強化していきたい」と述べた。

2-10 特許庁長、IP5 契機に「持続可能なイノベーションに向けた政策対話」に参加 韓国特許庁(2023.6.14.)

気候変動に対応するための知的財産の役割と方向性を提示する

韓国特許庁長は、6月13日午前8時30分(現地時間)、ハワイのホノルルで特許先進5庁会合(IP5)の付属イベントとして開催された「持続可能なイノベーションに向けた政策対話(Sustainable Innovation Dialogue)」に参加した。特許庁長は、そこで、気候変動に対応するための知的財産分野と関連する韓国の政策を紹介し、今後の対応方向について話し合った。

「持続可能なイノベーションに向けた政策対話」は、特許先進5庁会合(IP5)の庁長および世界知的所有権機関(WIP0)の代表団(※)などが一緒に参加した。

※Antonio Campinos 欧州特許庁長、濱野幸一(Hamano Koichi)日本特許庁長、Shen Changyu中国知的産権局長、Cathy Vidal 米国特許商標庁長、Lisa Jorgenson 世界知的所有権機関事務次長

気候変動に対する世界的な対応の必要性が強調されている中、先進5庁の特許庁長は、会合のテーマを「包容的な知的財産システムによる気候変動への対応」と選定した。米国特許商標庁(USPTO、2023年 IP5 主催国)は、産業界や環境専門家など利害関係者の多様な意見を取りまとめるために「持続可能なイノベーションに向けた政策対話」を開催した。

韓国特許庁長は、韓国特許庁が現在推進しているグリーン技術の迅速な権利化に向けた優先審査制度、約5億3,000万件の特許ビッグデータ分析による有望なグリーン技術分野の導出および技術開発の方向性、有望なグリーン技術を有している中小企業の事業化を支援するための知的財産金融事業などの主要政策を紹介した。

また、今後、グリーン技術分野の特許データを体系的に整理・蓄積できる韓国型グリーン技術特許分類(KPC(※))体系を構築して関連分野の特許出願の動向を効果的に把握・分析できる環境を整えるという青写真も提示し、参加者から多くの共感と支持を得た。 ※Korean Patent Classification

特許庁長は、「政策対話を通じて気候変動に対応するための特許先進5庁(IP5)の意志を確認し、多様な最新政策を共有することができて非常に意義深かった」とし、「IP5 の一員として、これまでユーザーフレンドリーなグローバル知的財産システムの構築で先導的な役割を果たしてきた韓国特許庁は、気候変動問題においても韓国型グリーン技術特許分類体系づくりなど、主導的な役割を担うために最善を尽くしたい」と述べた。

2-11 韓国・カタール、知的財産分野で包括協力 MOU を締結

韓国特許庁(2023.6.15.)

中東諸国向け知的財産分野の韓流輸出が一層拡大する見込み

韓国特許庁は、6月15日木曜日正午、ソウルでカタール通商産業部(Ministry of Commerce and Industry) と知的財産分野で包括協力 MOU(業務提携)を締結した。この日の締結式は、第6次韓国・カタール高官級戦略協議会を契機に設けられた。

今回の MOU は、両国間で締結された知的財産分野初の MOU として、知的財産分野の競争力強化、国家知的財産戦略の策定、知的財産の保護、知的財産の事業化および取引など、多様な分野における最新情報の共有や審査官同士の交流などの協力事項を反映している。

特許庁は、これまでサウジアラビアやアラブ首長国連邦などと知的財産分野で緊密に協力し、国家知的財産戦略の策定、審査官の能力強化、審査代行サービスの提供などのために官民の専門家を派遣(※)する一方、経験とノウハウを共有してきた。

※(サウジアラビア)官民の専門家 22 名派遣、審査能力の強化・国家知的財産戦略の策 定支援など

(アラブ首長国連邦)特許庁の局長・課長等 14 名派遣、特許審査代行サービスの提供など

今回の MOU 締結を契機に、知的財産分野で韓国とカタール間の具体的な協力事業が活発に推進される見込みである。また、中東諸国向け知的財産分野の韓流輸出が一層加速し、拡大すると期待される。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 ID5の中間会合、済州で開催

韓国特許庁 (2023.6.14.)

人工知能等新技術の活用現況やメタバースのデザイン保護など、 デザイン分野の主要懸案を話し合う

韓国特許庁は、6月12日月曜日から14日水曜日まで済州で「デザイン分野先進5庁の中間会合(ID5(※) Midterm Meeting)」を開催し、デザイン分野の主要懸案を話し合うと発表した。

※ID5 (Industrial Design 5): デザイン分野における先進 5 庁 (韓国・米国・日本・中国・欧州) の協議体

デザイン分野先進 5 庁 (ID5) の中間会合:世界中のデザイン出願の 70%以上を占める韓国、米国、中国、日本および欧州等 5 か国の特許庁間でデザイン分野における国際規範の

形成および調和を図るために、各国の政策の方向性を議論し、協力事項を確認する会合 (2015 年発足)

韓国は、2018年以降5年ぶりに2023年デザイン分野先進5庁(ID5)会合の議長国を務め(※)、デザイン分野の先導国として、国際デザイン規範に対する議論で主導的な役割を担うことになった。

※欧州→韓国→日本→米国→中国の順に開催

今回の会合では、「人工知能や3次元ファイルの出願等デザイン関連新技術活用現況の共有」、「メタバース上におけるデザイン保護」をはじめとする12の協力課題の進捗状況を確認する。また、昨年5月に中国がハーグ国際意匠登録制度(※)に加盟したことをきっかけに、国際デザインに対する国家間審査の一貫性向上策を講じることを提案する予定である。

※世界知的所有権機関(WIPO)を通じて、一つの願書で複数の国にデザインを出願できる制度

特許庁の商標デザイン審査局長は、「デザイン先進 5 庁間の政策方向を共有し、協力案を模索することで、韓国企業のデザインを積極的に保護し、企業の海外進出における競争力確保に役立てるよう努めていきたい」と述べた。

その他一般

5-1 幹細胞関連技術に関する特許出願、韓国の成長率2位

韓国特許庁(2023.6.5.)

米国主導の中、中国と韓国が猛追、競争環境に地殻変動 韓国の年平均増加率は10.7%で中国に次いで2位、米・日は伸び悩んでいる

- ・どのような細胞にでも分化できる能力を持つ幹細胞関連技術に対して各国の関心が続いている。幹細胞の高い活用性と効果が現代治療技術を一段階高めるものと期待するためである。幹細胞分野の世界市場規模は、年平均 9.74%ずつ成長し、2030 年には約 316 億ドルに至るものと予測(※) される。
- * Stem Cells Market Size GrandviewResearch, 2022.10.

・韓国政府も幹細胞を分化して輸血用人工血液を作ることを目指して「細胞基盤人工血液 技術開発事業団」を構成し、一次的に今年から5年間、471億ウォンを支援するなど(※)、 幹細胞関連技術の確保のために積極的に取り組んでいる。

※2022 年 3 月 14 日付保健福祉部プレスリリース

幹細胞(※)関連技術の開発のための各国の努力が続いている中、韓国の年平均増加率は2位を記録し、着実に成長していることが明らかになった。

※高い増殖能と自己複製能を有し、人体のすべての組織や器官へと分化可能な未分化細胞

韓国特許庁が主要国特許庁(ID5:韓国、米国、中国、欧州、日本)に出願されている特許を分析した結果、最近 10 年 (2011 年 \rightarrow 2020 年)間で幹細胞分野の出願量は年平均 4.6%ずつ伸び、2020 年の特許出願量は 2011 年対比約 50%増加(826 件 \rightarrow 1, 241 件)した。

国籍別特許出願の動向

出願人の国籍を見ると、最近 10 年間(2011 年~2020 年)、米国(1 位)が 38.5%(4,221 件)で最も多く出願しており、中国(2 位)15.0%(1,639 件)と韓国(3 位)12.7%(1,394 件)、日本(4 位)11.4%(1,246 件)がその後に続いた。

同期の年平均増加率は、中国(32.6%)が最も高く、韓国は10.7%で二番目に高い成長を示した。米国は0.7%で伸び悩んでおり、日本は-2.3%でむしろ減少する傾向を示した。

特に韓国は 2019 年を基点に出願量が 1.5 倍増加 (2018 年 141 件→2019 年 205 件) した。 幹細胞治療剤の常用化の支援のために 2019 年先端再生バイオ法を制定したことが出願増加の一因とみられる。

主要な出願人

主要な出願人としては、ANTHROGENESIS (1 位、米国) とカリフォルニア大学 (1 位、米国) がそれぞれ 1.7% (188 件) で最も多く出願しており、次いでヤンセン (3 位、ベルギー) 1.7% (182 件)、ハーバード大学 (4 位、米国) 1.4% (148 件)、富士フィルム (5 位、日本) 1.3% (138 件) 順である。米国企業および大学がこの分野の研究を主導していると分析される。

韓国出願人としては、ソウル大学(12 位、0.9%、94 件)、サムスン(17 位、0.7%、72 件)、 CHA 医科大学校(21 位、0.6%、64 件)、カトリック大学(22 位、0.6%、63 件)、高麗大学 および bBHC(両方とも 29 位、0.5%、50 件)などが 30 位内の多出願人に名を連ねている。

出願人の類型

この分野の出願は企業が 53%で多数を占めているが、大学 (29.8%) と公共 (10.3%) の 比率も高く、特に韓国の場合は、企業 (43.8%) と大学 (43.5%) がほぼ同じ出願量を示 していることが分かった。

韓国特許庁のバイオヘルス新課長は、「無限の潜在能力を持っている幹細胞関連技術の発展の可能性も、また無限であるといえるだろう。ますます競争が激しくなっている幹細胞関連分野で韓国企業と研究所が特許競争力を確保し、市場を先取りできるよう、韓国特許庁も質の高い特許審査と情報の提供のために努力する」と述べた。

一方、幹細胞分野に関する特許分析資料は、特許ビッグデータセンター (biz. kista. re. kr/pbcenter) から誰でも申請してダウンロードできる。

5-2 韓国のコネクテッドカー分野の特許出願増加率が世界2位

韓国特許庁(2023.6.7.)

5G ベースのコネクテッドカー分野の特許出願、 LG・サムスンがそれぞれ世界1位と2位に

- ・自律走行時代を控え、コネクテッドカー技術が注目を浴びている。コネクテッドカーは、 あらゆるモノとつながることで、有機的な車両の流れと効率的な走行ができると期待されている。最近は、迅速な応答が可能な 5G 技術と結合し、自律走行の安全性を一層高めると思われる。
- ・コネクテッドカー市場規模は、2022 年 285 億ドルから毎年 18.4% ずつ成長し、2032 年 には 1,535 億ドルに達すると予測される。したがって、コネクテッドカー市場を先取りするための技術開発も活発になっていることが分かった。

※EMERGENRESEARCH、「Connected Car Market」 2023年1月

全世界のコネクテッドカー(※)分野の特許出願が、最近10年(2011年~2020年)間で年平均16.4%と大きく増加している中で、韓国は年平均25.5%増加し、世界で2番目に早く成長していることが分かった。

※コネクテッドカー:他の車両と交通および通信インフラ、歩行者端末などとリアルタイムで通信し、運転者の便宜と交通安全を助け、インターネットサービスを提供する自動車

韓国特許庁が主要国の特許庁(ID5:韓国、米国、中国、欧州連合、日本)に出願された 全世界の特許を分析した結果、2011年2,077件だった出願数が、10年間で年平均16.4% 成長し、2020年には8,116件を記録した。

国籍別特許出願の動向

出願人の国籍を見ると、中国(1位)が34.7%(19,103件)で最も多く出願しており、米国(2位)23.3%(12,831件)と日本(3位)20.8%(11,456件)、韓国(4位)8.6%(4,731件)がその後に続いた。

年平均増加率も中国(31.4%)が最も高く、韓国は25.5%で二番目に高い増加率を示した。 日本(9.2%)と米国(8.5%)は、平均(16.4%)より低い増加率を示した。

技術分野別の特許出願

コネクテッドカー技術は、コネクテッドカーが提供するサービスに関する技術およびコネクテッドカーがあらゆるモノとつながる通信技術で分類される。サービス分野では中国が36.8%で最も多く出願しており、通信分野では米国が41.0%で1位を占め、技術分野別に差を見せた。

主要な出願人

主要な出願人としては、トヨタ(1位、5.8%、3,207件)が最も多く出願しており、次いで、現代自動車(2位、3.2%、1,757件)、ホンダ(3位、2.6%、1,450件)、フォード(4位、2.6%、1,404件)の順であった。グローバルな自動車メーカーが、コネクテッドカー技術をリードしているように見える。

韓国の出願人としては、現代自動車(2 位)の他にも LG(6 位、1.8%、991 件)、サムスン(11 位、1.2%、646 件)、マンド(33 位、0.4%、200 件)などが多出願人に名を連ねている。

特に、韓国の企業の場合、通信技術の中で車両があらゆるモノと 5G でつながる「5G-V2X (Vehicle-to-Everything)」技術に競争力があることを示している。この分野では、LG (18.5%、286件) とサムスン (18.1%、279件) がそれぞれ 1 位と 2 位を占めた。

韓国特許庁の自律走行審査課長は、「技術競争が激しくなっている中で、韓国は優秀な 5G 通信環境の下で、V2X 分野において優秀な成果を出している。5G-V2X は、技術障害の高い次世代通信技術分野であるという点で励みになっている」と述べながら、韓国特許庁は、

「韓国企業の優秀な技術が特許として完成できるように質の高い審査サービスを提供していく」と述べた。

5-3 技術流出犯罪、もはや「軽い処罰」はない

韓国特許庁(2023.6.14.)

最高裁判所の量刑委員会、技術流出犯罪に対する 特許庁・最高検察庁の量刑基準整備提案書を採択

営業秘密侵害犯罪等の技術流出犯罪に対する「軽い処罰」がなくなる。韓国特許庁と最高 検察庁は、今月12日月曜日に開催された第125次量刑委員会で、営業秘密侵害犯罪等の 技術流出犯罪の量刑基準(※)が整備対象に選定されたと発表した。両機関が今年4月に 最高裁判所の量刑委員会に提案した「技術流出犯罪量刑基準整備提案書」が最終採択され たのである。これにより、第9期量刑委員会の任期内(~2025年4月)に技術流出犯罪 に対する量刑基準が見直される予定である。

※量刑基準:裁判官が刑の量定や執行猶予の要否を決定する際に参考にする基準

最近、米国と中国中心の技術覇権争いが激化するに伴い、韓国企業の優秀な技術を狙う海外企業による技術流出の試みが持続的に発生している。国家情報院によると、この5年間 (2018~2022) 摘発された産業技術の海外流出事件だけで計93件であり、その被害規模 は約25兆ウォンと推計されている。摘発されていない事件まで考慮すれば、技術流出によって発生する経済的被害ははるかに莫大なものと予想される。

しかし、技術流出犯罪の波及効果に比べ、それに対する処罰は不十分なところがあった。 2019 年から 2022 年まで言い渡された技術流出事件のうち実刑は 10.6%(※)にすぎず、 2022 年に言い渡された営業秘密海外流出犯罪の刑量は平均 14.9 か月(※※)の水準であ った。営業秘密海外流出の法定刑が最大懲役 15 年であることを勘案すれば、実際の処罰 水準は低かったのが事実である。

※不正競争防止法第 18 条第 1 項及び産業技術保護法第 36 条(国内外を含む)に違反した技術流出事犯に対する裁判所の言渡し 445 件のうち 47 件 (2019~2022)

※平均懲役刑量(月): 12.7 (2018) →14.3 (2019) →18.0 (2020) →16.0 (2021) → 14.9 (2022) (最高検察庁)

犯罪の抑制と予防のためには、適正水準の処罰が必要なだけに、特許庁と最高検察庁は、 技術流出犯罪に対する軽い処罰を解決する必要性に深く共感し、量刑基準の整備に向け て持続的に協力してきた。望ましい量刑基準整備案の検討に向けた研究委託を並行して 推進し、国家情報院、産業通商資源部、中小ベンチャー企業部、警察庁、関税庁などと量 刑基準の整備に向けた協力方法を議論した。

また、今年5月には、両機関が共同で「技術流出犯罪量刑基準討論会」を開催し、技術流 出犯罪の特殊性を考慮した量刑基準の改善案および技術流出犯罪の被害規模算定方法を 議論し、最近の量刑基準整備の動向を把握するために取り組むなど、足並みを揃えてきた。

メディアでも、技術流出犯罪の重要性と深刻性に比べて処罰水準が低い現実について継続的に問題を提起してきた。第9期量刑委員会が7年ぶりに技術流出犯罪の量刑基準を整備することにした背景には、特許庁と最高検察庁等技術流出関連機関の努力とともに、技術流出犯罪に対するメディアと国民の持続的な関心があったからと見られる。

具体的な量刑基準の整備案は、今年下半期にも議論が行われはじめると予想される。初犯が多く、被害規模の算定が困難な技術流出犯罪の特殊性をきちんと反映できるよう、刑量の加重、減軽要素および執行猶予の判断基準に対する改定案を議論し、2019 年に強化された営業秘密侵害犯罪の法定刑が訴訟実務に反映されるよう、勧告刑量の引上げ案も議論されると見られる。

改定案は、まず、量刑委員会が専門家会議などを通じて下書きを作成し、以後、特許庁や 最高検察庁など関連官庁からの意見収集を経て修正・補完するものと見られる。このよう な手続きを通じて作成された最終案が量刑委員会で議決されれば、改定された量刑基準 が施行される。新しい量刑基準は、施行日以降に公訴が提起された事件から適用される。

特許庁長は、「量刑委員会が技術流出犯罪の深刻性に共感し、量刑基準を整備することにした決定を歓迎する」とし、「特許庁は、知的財産の主務官庁であり、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の所管機関として、技術流出犯罪に適した量刑基準が設けられるよう、任された役割を最後まで確実に成し遂げたい」と述べた。

検察総長は、「技術流出犯罪が量刑委員会で量刑基準見直し対象の犯罪群に選定され、産業技術の保護が一層手厚くなると期待される。経済の安全保障と直結する技術流出犯罪に対する厳正な捜査に最善を尽くす一方、中小企業の技術奪取被害保護にも力点を置きたい」と話した。

過去のニュースは、<u>https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/</u> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話: +82-2-3210-0195/FAX: +82-2-739-4658、e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・ 採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム